

報告事項 2（周知・報告）

令和 10 年度以降の大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科
入学者選抜について

標記について、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 3 月 27 日

令和 10 年度以降の大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜について

令和 8 年 3 月
大阪府教育委員会

大阪府教育委員会が令和 7 年 3 月に定めた「大阪府立高等学校入学者選抜制度改善方針」においては、令和 10 年度以降の府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜（以下「高等支援選抜」という。）及び府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜（以下「共生推進教室選抜」という。）の日程等について、学力検査等実施の基準日を 2 月 16 日とする、「帰国生選抜等」（*）と同一日程で実施するとしている。令和 10 年度選抜以降、現行の選抜と変更となる点について、日程を含めて以下に示す。

（*）海外から帰国した生徒の入学者選抜、日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜及び知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜

I 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜の主な変更点

1 選抜日程

- (1) 高等支援選抜及び共生推進教室選抜の検査等実施の基準日は 2 月 16 日とする。
- (2) 高等支援選抜においては、一日め（2 月 16 日）に適性検査を、二日めに面接を実施する。
なお、高等支援補充選抜及び共生推進教室補充選抜は、高等支援選抜及び共生推進教室選抜の合格発表後に実施する。

2 選抜資料

選抜資料は、適性検査、調査書、面接の中から、それぞれの入学者選抜において定める。面接は、エントリーシートを参考資料として行う。

なお、これまで中学校等が作成する資料としていた推薦書は廃止とする。

II その他

ここに定めるもののほか、入学者選抜に関する必要な事項は、入学者選抜実施要項で定める。